

水俣学通信

第 53 号
2018.8.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ8 敷佐入口のチッソ排水溝（水俣市栄町1丁目）（1962年と2014年）

目次

論説：	「避難所の設置・運営・収束の経験と意義を検証するプロジェクト始動」…………… 5 井上ゆかり
「優生保護法と新潟水俣病における妊娠規制」…………… 2 花田昌宣	『『水俣病事件資料集 続編』の編さん事業について』…………… 5 山本尚友
報告：	「福祉環境学入門 水俣現地研修」…………… 6 高木 亨
「『私としては、救済は終わっている』チッソ後藤社長、その発言と『撤回』の真意」…………… 3 斎藤靖史	こぼれ話： 「西南の役からコレラ退治」…………… 7
「水俣学研究センターでの10年 原田先生との調査や現地センターの健康医療福祉相談」…………… 4 下地明友	第17期 水俣学講義のご案内 …………… 7 今後の予定・水俣学研究センター日録…………… 8

《論説》

優生保護法と新潟水俣病における妊娠規制

水俣学研究センター長 花田昌宣
(熊本学園大学社会福祉学部)

2018年6月28日、熊本地裁に旧優生保護法下の強制不妊手術に対して被害者の渡邊數美(わたなべ かずみ)さんが国家賠償請求訴訟を起こした。全国で16,000人を超える人々が不妊手術を強制されたという。精神障害や知的障害のある人々が本人の同意もないまま不妊手術をされた。渡邊さんもその一人である。11歳ごろに変形性関節症の診断にもとづいて手術を受けたという。73歳になるまで、なかなか人に語りすることができず苦しんでいたが、1月に仙台で起こされた国賠訴訟とその後の報道を知り、熊本の弁護士に相談して、自分の悩みを語りはじめ、提訴に踏み切った。

1996年に旧優生保護法の優生手術の規定が廃止されるまでこの状況は続いていた。そもそも1948年に制定された優生保護法の第1条には「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」と明記されている。

それは戦後のらい予防法下でも行われていた。ハンセン病が感染する病ではなくかつ隔離収容が廃止されて行く世界のすう勢に反して日本では、ハンセン病罹患者を療養所に隔離・収容し、妊娠中絶や不妊手術が行われていた。これについては、ハンセン病訴訟において断罪された。

では、水俣病ではどうか。1956年に水俣病の発生が確認されて、重篤な症状を有する患者が続発した。同時に障害を持った子どもが生まれてきていた。板井八重子氏の研究によれば、死産、流産は多かったと。また、漁民の貧困の中で受胎調節も行われていた。

ただ、胎児性水俣病の発生機序、妊娠中の子宮内で有機水銀の暴露を受け、障害を持って来ることが明らかにされたのは1962年のことであり、水俣病を理由に、中絶手術あるいは不妊手術をしたということについては、筆者は、全くなかったとは断言する自信はないが、寡聞にして知らない。むしろ、胎児性患者の親達は子をいつくしみ、ときには上村さんのように宝子として育てて来た。

ところが1965年、新潟水俣病の場合には、状況が変わっていた。熊本水俣病の教訓として、胎児性水俣病をださないようにしようと、保健所や衛生部によって、妊娠規制が行われたのである。この点は原田正純氏によって指摘され、浦崎貞子氏によって、訴訟資料とくに枝並日記に基づいて研究がなされ、学位論文にまと

められた。

実は新潟水俣病訴訟(1971年判決)で、妊娠規制による中絶手術をした人や不妊手術をした人が明らかにされ、この点に関する損害賠償も認められていた。

判決文によると、「新潟県水銀中毒対策本部は、熊本の胎児性水俣病多発の先例に学び、1965年8月、妊娠可能婦人(当時16才~50才)のうち頭髪水銀量が50ppm以上の者に対して、受胎・出産ならびに乳児の哺育等に関し、保健婦による訪問指導、健康管理を行なうことを決定し、患児の発生防止につとめた。患児出生の危険が高度に予測される頭髪水銀量50ppm以上という線をひいて、妊娠規制を行なった。(中略)人が子を生子を育て自らの子孫を維持していくことは、人間の最も根幹的な営みである。水俣病は、この営みを破壊し、家庭生活の幸せを奪い去った。」ここに言う妊娠規制とは人工妊娠中絶および不妊手術をさし、同規制は1967年7月まで約2年間続いた。

とくに、原告Iさんは、妊娠規制の指導を受けたために、不具の子が生まれはしまいかとの不安と危惧は非常なもので、自分の死すら考えるほど悩みぬいた。同原告は、その後1966年に妊娠をしたが、胎児に対する悪影響の不安から中絶をせざるをえなかつた。

原告Oは、不具(ママ)の子供を分娩しはしないかと強度の不安にかられ、出産期が近づくにつれて子を思う母親の心労は極度に達したほどであった。(中略)水銀を保有している母体に対する不安危惧が大きく遂に第一子分娩後1週間くらいして不妊手術をした。

新潟県による妊娠規制指導は、胎児性水俣病が生まれる不安を煽る結果として、人工妊娠中絶や不妊手術に追いやった。先の優生保護法第1条の「不良な子孫の出生を防止する」という表現と重ね合わせてみれば、胎児性水俣病の出生を防止するという発想に容易につながる。この事実は、現に生存している熊本の胎児性水俣病患者たちが生まれるべきではなかったというに等しい。障害をもって生まれた子どもたちが暮らせる社会を構想するという考えにたつべきであったというのは後知恵に過ぎないのだろうか

判決においては、人工中絶を行なった患者が6名、不妊手術をした患者が1名確認され、それぞれに慰謝料が認容されている。

未だ解明すべき詳細は残されているとはいえ、水俣病事件の負の遺産のひとつである。

《報告》

「私としては、救済は終わっている」 チッソ後藤社長、その発言と「撤回」の真意

水俣学研究センター客員研究員 齋藤 靖史



タイトルは今年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後チッソの後藤舜吉社長が報道陣に語った言葉だ。「救済の終了」は、水俣病被害者救済法(特措法)で、チッソが熱望した事業子会社JNC株上場の凍結を解除する条件の一つ。未救済の被害を訴える患者・被害者側からの批判を受けてチッソは発言こそ「撤回」したが、救済が終了したという認識そのものは全く改めていなかった。

昨年6月に最高顧問から社長に復帰した後藤氏は、7年ぶりに慰霊式に参列し、式典直後の会場で報道陣の取材に応じた。JNC株上場について「ぜひやりたい」と強い意欲を示し、「非常に企業間競争するのは厳しくて、やはり、うちのような手枷足枷が……、競争上のハンディキャップという意味ですよ、そういう状態でグローバルな戦いに勝っていくことは難しい」と語った。(かつて会長時代、分社化で「水俣病の桎梏から解放される」と社内報に掲載し、「被害者への思いを欠く」と環境省から抗議を受けて謝罪したことを彷彿させる問題発言だが、さらなる問題発言でかすんでしまった。)



2018年5月1日、慰霊式後に取材を受ける後藤氏

特措法でJNC株の上場は「救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結する」と定められているが、後藤氏は「市況は既に好転している」との認識を示した。そこで記者が「特措法の救済策の判定等は3年前に終わりましたが、株上場の要件のもう一つの救済措置の終了に向けては今、どの辺にあると受け止めていらっしゃいますか」と尋ねると、後藤社長は「これは異論があるかもしれないけれど」と前置きしつつ、「私としては、救済は終わっている」と明言した。「あの救済という意味は、特措法による救済という意味で、あたくし限り広く救済したわけですから。いま色々紛争がありますけれども、これは、その広い範囲の救済にもかからなかった人たちですからね。だから私は24年の8月の……」。途中でチッソ側が取材を打ち切った。

後藤氏の発言は、式典後の中川雅治環境大臣と患

者・被害者団体との懇談の場や記者会見で組上に載った。中川大臣は「多くの方が公健法の認定申請をされ、訴訟が提起されている現在の状況で、救済の終了とは言い難い。(JNC株式の上場を)承認できる状況にはない」と述べた。歴代の大臣と同じで、現状での国の公式見解といえる。患者・被害者団体などでつくる水俣病被害者・支援者連絡会(上村好男代表)は5月9日、発言撤回と社長辞任を求める要望書をチッソに提出、「水俣病に苦しみ続ける被害者たちを無視した許しがたい暴言」、「救済を求める人たちに対する冒とく」などと強く批判した。

これに対しチッソは同18日、後藤社長名の文書で「発言を撤回」と回答した。文書では、特措法の救済対象者の判定が終了し、チッソが一時金を支払っていることから「一定の区切りがついていることを申し上げた」と釈明。「私の言葉足らずによりこのような事態となりましたことを深く反省し、『救済の終了』を始めとする皆様に不安と不快の念を与えてしまいました発言を撤回いたします」と記されていた。チッソ水俣本部によると、連絡会の申し入れ後、環境省からの二度の指導を受けて対応したという。

しかし、6月28日の株主総会での質疑応答で、発言「撤回」が環境省の考え方に同調することを意味するのか尋ねたところ、後藤氏は「そういうことは全くない」と全否定した。「原則的には全部、(一時金の)支払いは終了している。そういう意味の救済が終了したということは間違いない」。要するに、特措法が定めた救済は終了したが、認定患者が補償を打ち切られると勘違いして心配するのは本意でないので取り消した、ということだった。後藤氏が事実上、発言内容を撤回していないことが明確になった。慰霊式後の発言は結局、後藤氏の考えそのままだった。

そもそも特措法には、環境大臣が株式の上場を認める条件として、「株の売却で将来にわたる認定患者への補償が確保されること」や「公的債務の返済に支障が見込まれないこと」といった趣旨が定められている。しかしチッソは現在、約2,199億円(2018年3月末現在、将来の利子分含む)の公的債務を抱え、経常利益は事業再編計画で掲げた280億円の目標に遠く及ばない約48億円(2018年3月期決算)まで落ち込んでいる。特措法の一時金を支払うために借りた約814億円(利子分含む)の返済も国から再猶予の支援を受ける状況だ。私見だが、JNC株の上場は今のところ、非現実的だ。それでも「救済の終了」を主張するチッソ・後藤氏にどのような意図があるのか。今後もその発言や行動を、さらに注視しなければいけないと考えている。

《報告》

水俣学研究センターでの10年 原田先生との調査や現地センターの健康医療福祉相談

水俣学研究センター顧問 下地明友



(1) “梁山泊”：気質学研究室時代

あの日は2012年6月11日であったが、その西暦年の記憶はあやふやで、この時点でもただ「6.11」が想起されてくる。記憶の空白だが、原田先生が頭の中に去来するとき不思議な体験がある。先生が所属していた当時の熊本大学体質医学研究所の気質学研究室時代からのお付き合いだから45年以上になる。私が医学部6年生のとき、あの岩波新書の『水俣病』が刊行された。気質学研究室、ここは不思議な場所。教授は鹿子木敏範先生、助教授は原田先生だったが、一種の“梁山泊”であった。鹿子木—原田の両気質が混合した絶妙な雰囲気包まれていた。

(2) 水俣学現地研究センターと医療保健福祉相談の経験

私が熊本学園大学に赴任(2005年)してから現在までの13年間は、水俣学現地研究センターで水俣病に関わる年数と重なる。とくに健康医療福祉相談室は貴重な時空間である。相談室の時空は他の多様な時空と入れ子状に交叉していた。

相談室では原田先生が傍にいた。先生が地域を歩くと私も歩く。先生の声、身振り、診察態度を空気のように吸う。側に居ながら私は考えた。要素的な身体症状の意味、認定という問題などさまざまなこと。世間では認定判断には闇があるとされているが水俣病の診断は当たり前診れば単純で明白なものだと、私は思う。一方にはその闇は苦であるが、他方にとっては虫刺され程度の感じしか与えない代物のようにみなされている。その虫刺されは強度でいえばぬり薬程度で処理してしまえるものとみなされ軽視されているかのようだ。その違いにこそ社会的苦があるのだが。

相談室には今でも先生が傍らに居る。

(3) 提案を一つ：強い力をお持ちの政府、政治家のトップの方々は広い心をもって当事者の方々とオープンに座談をしていただけないだろうか

少しだけの前提条件を。水俣病問題は、個人の心身だけではなく、地域、企業、国家、環境、自然あるいは文明までを含むが、その点をふまえてあえて具体的なことから一言。

① 「一緒に」取り組む；できればまず地区ごとの「住民による審査会」を立ち上げる

至極あたりまえのことだが、ひょっとして自分は水俣病かもしれないと危惧する人々と一緒にチームを組む(「住民による審査会」)。まず地区住民が話し合いを

もって「これは水俣病じゃないか、あるいは」と議論する。その上で、多職種・分野と協働し共に考える。民間の医師、国や県の医者、政治家、企業、家族はもちろん当事者、周囲の支援者、多方面の専門家、メディアが随時集合する。一見手間がかかるかに見えるが、現行の認定審査会のこれまでの動きをみれば、スピード感はあるだろうから、これもメリットのひとつ。国の判断基準の科学的検討も重ねつつ、眼前の水俣病を懸念する人の状態を皆で議論する。従来の認定審査会が発展されたものと考えてもよいし、質的転換を遂げた姿と捉えてもいい。認定審査会委員の重荷やストレスを和らげるメリットもある。与野党問わず政治家も協働者であるべきだろう。これは原田先生の著書からのヒントが基になっている。認定問題で当惑し苦悩する裁判官の重圧やストレスを緩和することもメリットだ。水俣病という事実を未知のまま判断を強いられる「裁判官の哀しさ」を和らげる道を探る必要もあるだろう。以上の提案は事態の深刻さや患者の苦痛、歴史的苦悩を認識していない、甘すぎる、との厳しいお叱りを受けるかもしれないが、にもかかわらずあえて可能態のひとつとして。

② 認定はやはり一緒に考えて判断する方がいい(科学と表現)

「認定基準」や「最もミニマムな水俣病」を科学的に探究すると同時に、現実を見つめねばならない。基準がはらむ矛盾やアンビバレンツは深い。そして現実。たとえば「感覚障害だけの水俣病は存在する」ことが認定基準に明記された場合を想定しよう。A医師が「あり」と診断しても、審査会側のB医師が「ない」と診断すればそれは「ない」ということになる。ここに認定判断の矛盾の本質がある。にもかかわらずその他の多次元にわたり矛盾が多重化する状況の中から、状況を超えて「救済」を探らねばならない。

遅発性水俣病、「年齢関連性水俣病」、「軽症・不全・慢性例」をどう捉えるか。様々な生理や免疫機能などの不可避の加齢性減弱に伴い、若年時にはなんとか身体機能平衡を保ってきたが、それが困難となり、目立たなかった多様な「失調」が現われて、日常生活に支障をきたすに至って、「ひょっとすると水俣病では？」という不安にかられて医学的診察を希望する方も多い。そこで上記の提案である。当然すべてがうまくいくというわけではないが可能態のひとつとして。

《報告》

避難所の設置・運営・収束の経験と意義を検証する プロジェクト始動

水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり

2016年4月の二度の熊本地震において、熊本学園大学は発災直後、750名の地域の避難者を受入れる自主避難所を開設、その中に障害者のエリアを設置し約60名の障害者を受け入れインクルーシブな避難所運営を行った。これは、従来の様々な大規模災害において課題とされながら実施されてこなかった画期的な取り組みとして高い評価を受けている。

一方、大学の施設設備だけではなく、学生をはじめ人的資源もまた最大限活用され、外部からの支援者および近隣の医療機関や福祉関係者の協力も得た。それによって、医療・介護の体制による衛生環境や健康保持、物資の確保、食事提供体制をはじめ避難住民の24時間支援体制が独自に築かれた。また、避難所の閉鎖にいたる過程では、避難者との個別対応を繰り返したうえでの生活支援（住居の片付け、転居の手伝いなど）や行き先（自宅帰還、新住居）の確保支援を行い、最後の避難者の次のステップへの移行が確定するまで45日間運営した。

このような独自の経験を、避難所運営を担った研究

者たちが検証し、可能となった条件や社会的環境を明確にし、今後への教訓を提示することを目的に、平成29年度日本学術振興会科学研究費助成事業の挑戦的研究に応募（代表は花田）し採択された。本学に残された記録の整理と検証だけではなく、避難者の被災状況や避難所生活、そしてその後に関わるアンケートおよびヒアリング調査などから、本学避難所の特質、成立要件、今後の課題を示す計画である。分担研究者として本学社会福祉学部の黒木邦弘、研究メンバーには水俣学の宮北や中地、東、田尻、井上も含まれている。

こうした新たな取り組みと成果を公開するために、ホームページを開設した。

水俣学研究センターのホームページのトップページ、水俣学通信下にバナーを作成しているのでご覧いただきたい。

<http://www3.kumagaku.ac.jp/hinan/>



《報告》

『水俣病事件資料集 続編』の編さん事業について

水俣学研究センター客員研究員 山本 尚友

水俣病研究会が編さんし、葦書房によって1996年から97年にかけて刊行された『水俣病事件資料集』が、水俣病事件について学ぼうとする時、大きな助けとなってくれるものだという事は広く知られている。1926年から1968年という、日本窒素（現JNC）が本格稼働する時期にはじまり、政府が水俣病を公害病として認定する年までの資料が収録された本書によって、水俣病の初期の歴史は詳しく知ることができる。

この資料集が刊行された1996・97年というのは数次にわたる損害賠償請求訴訟もおおむね終わり、有機水銀に影響された魚が水俣湾外に出ないように設置された仕切り網も撤去されるという、水俣病問題も一応の解決かと思われた時期に当たる。しかしこの後、継続された関西訴訟の最高裁判決によって、国・県の責任が認定され、水俣病事件は未だ生きた問題としてわれわれの前にある。

そして、『水俣病事件資料集』が資料を収録しているのは、水俣病の公式確認から数えれば、13年間に過ぎ

ないのだが、1969年から現在まではすでに50年もの時間が過ぎようとしている。私たちが『水俣病事件資料集』を引き継ぐ資料集・続編の編さんを計画した背景は、以上のようなものである。

2015年10月から始まったこの作業は、水俣学研究センターを事務局として、研究者とマスコミ関係者8名により作業が進められている。書名は『水俣病事件資料集 続編』とし、編年篇を5巻、概説と年表をふくむ補巻1巻の全6巻で、完成年度は2020年を予定しているが、2016年の熊本地震の際に蒐集資料の棚が倒れ、また蒐集予定の資料も大きな影響を受けて大きく作業が遅れている。

とはいえ、編さんのために蒐集を予定している資料のほぼ3分1は複写を終わり、現在は残りの資料の複写を継続するとともに、複写資料の製本と仮目録の作成を順次進めている。今年の後半には、編さん担当者が資料の解説を始めて、それぞれ仮年表を作る段階に移っていく予定である。

《報告》

福祉環境学入門 水俣現地研修

熊本学園大学社会福祉学部 高木 亨
(水俣学研究センター研究員)

社会福祉学部福祉環境学科では、新入生のエントリー科目(必修)として「福祉環境学入門」が設定されている。車いす体験や、様々な視点から福祉をとらえる講義内容である。その中のワンテーマに水俣学が位置づけられ、水俣でのフィールドワークも設定されている。2018年度は6月23～24日の1泊2日でおこなわれた。水俣の地を訪れ、学生自身の目で水俣を感じ取ることが主眼であり、水俣病患者(被害者)からの講話、水俣病資料館の見学、支援者であるエコネットみなまたでの講話・施設見学など、水俣病事件に関わるフィールドワークが中心となる。加えて夜には袋地区の伝統行事である「棒踊り」の演舞体験もあり、水俣病事件の学びとともに、それだけではない水俣の姿を体験できるプログラムとなっている。

初日は、雨模様の中、大学を出発。途中、田ノ浦の道の駅で休憩を取り水俣へ向かった。水俣ではまず水俣病資料館を見学。ビデオを観るとともに、資料館の見学をおこなった。学生たちはレポート作成に必要な情報を熱心に収集していた。

水俣市南部もやい直しセンター(おれんじ館)へ移動、各自持参した弁当を食べた。そして、胎児性患者の坂本しのぶさんの講話を拝聴した。しのぶさんは言語障がいがあるため、慣れない学生たちは聞き取るのに苦労していた。付き添いの谷由布さんもあえて通訳をされなかった。しかし、しのぶさんと由布さんの掛け合いを通じ聞き取れる情報から、しのぶさんの幼少期の話や、スウェーデンやスイスの国際会議での出来事、ベトナムでのベトちゃん・ドクちゃんとの出会いを通じ水俣病について語っていくことの決意に触れ、彼女の考えや想いが学生たちに伝わったと思う。

講演後は、おれんじ館の近接地にある社会福祉法人照徳の里まどか園へ向かった。まどか園では園長・理事長の萩嶺さんのお話を伺う。社会福祉法人照徳の里は、障害者福祉サービス事業所としての「まどか園」「まどか工房」「支援センター」、介護サービス事業所としての「ビハーラまどか」を運営している。

なぜ、脱サラして施設運営をおこなおうと思ったのか、そこには胎児性水俣病患者との出会いがあったこと、施設の特徴、施設運営で苦労する点等々、施設の生い立ちから実際の施設運営に関わる興味深いお話しまでうかがうことができた。あわせて、まどか園で作られている菓子類を提供して頂いた。

残念ながら訪問日は土曜日であったため、菓子の作業場は休みであったが、活き活きと働いている方々の日頃の様子の説明を受け、素敵な生産と生活の場となっていると感じた。

その後、水俣学現地研究センターを経由して、企業組合エコネットみなまたを訪問。永野さん・松永さんから、水俣病の教訓を活かしたエコネットみなまた設立の経緯、そのポリシーなどの話を伺う。そして、エコネットみなまたご自慢のジュース類の試飲、せっけん工場の見学をおこなった。今年は製品販売の時間がなかったのが残念であった。

湯の鶴温泉に到着後、夕食をとってからすぐに湯出小中学校跡の体育館へ向かう。ここでは毎年恒例となる棒踊りの演舞体験をおこなった。



茂道での一コマ(2018年6月24日 高木撮影)

例年に比べ涼しい気候のもと、袋地区棒踊り保存会の皆様のご指導により、楽しく棒踊りを踊ることができた。今回は初めてすべて通して踊ることができた。学生同士の懇親も深まる一夜となった。

翌24日は、天気にも恵まれた。湯の鶴温泉を出発し、百間排水口、茂道、そして坪谷(坪段)を訪問した。地理学では「現地をして語らしめよ」とよく言われるが、まさに百間は一見にしかずの体験となった。有機水銀を含む排水が流されつづけたチッソの百間排水口、水俣病患者の多発地帯であった茂道の風景、そして、公式確認のきっかけとなった坪谷の集落と海を目の当たりにすることで、資料館の資料や様々な語りだけではわからない「何か」を学生が掴んでくれたと思う。研修の終わりは、エコパークにある道の駅でソフトクリームを食べ、おいしい水俣の土産物を購入し、帰途についた。

このように福祉環境学入門の水俣研修は、充実した内容となっている。これをきっかけに、訪れた学生が水俣をより身近なものとして感じてくれればと思う。最後に研修プログラムの準備・手配等をおこなって頂いた、水俣学研究センターの皆様、とくに田尻雅美先生・井上ゆかり先生に感謝申し上げる。

《こぼれ話》

西南の役からコレラ退治

水俣にあった避病院（伝染病院）の歴史を調べようと水俣の郷土史関連の資料を探している。

いろいろと遡っているとどうも淵源は1877（明治10）年10月、水俣を襲ったコレラのようなのだ。この年、横浜、東京でコレラが大流行していたが、水俣にも襲来している。

日本赤十字社の前身博愛社は富岡敬明熊本県権令（後に県知事）の要請に応じ、軍医部長の許可を得て、医員助竹崎季薫を10月12日より約1ヶ月「水俣伝染仮病院」に派遣し、コレラに苦しむ多くの患者の救護にあたらせた。この時、創設者佐野常民は富岡から感謝状を与えられている。じつはこの年、佐野常民らは熊本県南部で西南戦争の傷病兵士の看護に当たっていたが、9月に終結していた。そこにコレラが流行したというわけである。

その後何回かコレラや赤痢の大流行が水俣を襲っている。このような感染症が流行した場合には布達によって伝染病院を開設することとされていた。感染症の流行があるたびに仮小屋のような伝染病院（避病院）が村々に開設され、薄原、南福寺、陣内などに開設された記録が残っており、水俣市史には1887（明治20）年代の避病院の写真が掲載されている。なお、水俣川河口の白浜の避病院は1900（明治33）年伝染病予防法に基づく伝染病院となる。

当時、多くの住民はコレラなどの疫病についての近代的知識がなかったようで、疫病の神々を退治するという面白い逸話が全国各地に残されている。水俣に残っているのは、1886（明治19）年生まれの徳永ツエさんによると、コレラに罹患した士族の老人が、「俺はコレラの神様ば打ち殺してくれるちゅうて、その辺で鉄砲を四方八方に撃っていた」という話である。（記録文学研究会『現代の記録』1963年12月水俣市立図書館所蔵に収録）

(H)



白浜の避病院全景（赤星衛官任撮影）（明治20年ごろ）

(出典「水俣市史 下」628p)



白浜の避病院（赤星衛官任撮影）（明治20年ごろ）

(出典「水俣市史 下」627p)

第17期 水俣学講義のご案内 2018年度

- 開講日：9月20日～1月24日 毎週木曜日（12月27日、1月3日は冬休み）
- 時 間：3 限目（13：00～14：30）
- 教 室：11号館 7階（1173教室） * 11月22日のみ14号館 1階 高橋守雄記念ホール

9月20日「水俣学への招待（仮）」

花田 昌宣（熊本学園大学水俣学研究センター）

9月27日「新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）と水俣病」

塚田 眞弘（新潟県立環境と人間のふれあい館）

10月4日「石牟礼道子のこと」

藤原 良雄（藤原書店）

10月11日「漁師とたこつぼ漁（仮）」

鴨川 強巳（漁師）・中村 雄幸（中村鮮魚）

10月18日「漁業から水俣病をとらえる（仮）」

井上ゆかり（熊本学園大学水俣学研究センター）

10月25日「私と水俣病」

坂本 龍虹（水俣病被害市民の会）

11月8日「胎児性・小児性水俣病にとっての水俣病（仮）」

田尻 雅美（熊本学園大学水俣学研究センター）

11月15日「水俣病をとおして見えてきたもの」

村田 三郎（阪南医療福祉センター 阪南中央病院）

11月22日 一人芝居「天の魚」

白木喜一郎・小松 敏宏

11月29日「水銀規制のいま（仮）」

中地 重晴（熊本学園大学水俣学研究センター）

12月6日「遅れて来た者の支援活動」

小坂 勝弥（京都水俣病を告発する会）

12月13日「『司法による救済』を選択すること」

康 由美（大阪弁護士会）

12月20日 DVD上映

2019年1月10日 家中 茂（鳥取大学）

1月24日 花田 昌宣（熊本学園大学水俣学研究センター）

講義の担当者日程は、変更になる可能性がございます。詳しくは、水俣学研究センターHPをご覧ください。

本年も、当日のみライブ中継も行います。水俣学研究センターのホームページからご覧ください。

今後の予定

第3回 環境被害に関する国際フォーラム
—水俣病・失敗の教訓を将来に活かす—

2019年2月22日(金)

熊本学園大学 14号館 高橋守雄記念ホール
(熊本市中央区大江2-5-1)

2月24日(日)

水俣市公民館ホール(水俣市浜町2-10-26)

*水俣学通信52号発送時の案内と日程が変更になりました。

第15期公開講座「歴史をどう伝えるか(仮)」

開催日程:10月2日~10月30日の毎週火曜日

時間:18:30~20:30

会場:水俣市公民館第一研修室

水俣学研究センター日録

4月

- 2日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会:
花田・中地・守弘・藤本・井上・田尻・斎藤・
田中(大学)
- 3日 明治中学高等学校研修受入:田尻(水俣)
- 5日 みなまた地域研究会:花田・中地・永野・山
下(水俣)
- 7日 フランス難病患者とダンスセラピー研修受入
:花田(水俣)
- 13日 差別に関する検討会:花田・矢野・田尻・田
中(水俣)
- 17日 奈良県水水平社博物館駒井氏来熊:花田・井上・
田尻(大学)
- 22日 水俣病国賠訴訟会議:花田・井上・田尻・谷・
平郡(大阪)
- 23日 水俣病被害者互助会義務付け訴訟傍聴:花
田・井上・田尻・谷・伊東・山下・平郡(熊本)
- 26日 若かった患者の会:田尻(水俣)
- 30日 エピジェネティック検討会:花田・中地・井
上・田尻・頼藤・谷(水俣)
水俣病公式確認62年水俣病認定制度を問う集
い:花田・中地・井上・田尻・原田(水俣)

5月

- 1日 新潟水俣病資料館打合せ:中地(大学)
乙女塚水俣病慰霊祭:井上・田尻(水俣)
- 3日 水俣病患者宅訪問調査:田尻(水俣)
- 7日 水俣病事件資料集編纂委員会:花田・井上・
矢野・山本・高峰・東島(大学)
- 10日 水俣学研究編集委員会:萩原・花田・井上・
田尻・石坂(大学)
- 12日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会:

- 13日 花田・中地・守弘・井上・田尻・斎藤(大学)
差別に関する検討会:花田・矢野・田尻・梅
田・濱口(水俣)
- 14日 みなまた地域研究会:花田・中地・永野・山
下(水俣)
- 15日 チッソ労働運動史研究会松田氏インタ
ビュー:石井・富田(水俣)
- 17日 熊本日日新聞DB取材受入:井上(水俣)
- 18日 川上氏(ILO)水俣研修受入:田尻(水俣)
- 24日 水俣学講義鴨川氏・中村氏打合せ:井上(水俣)
若かった患者の会:田尻(水俣)
- 27日 日本看護倫理学会第11回年次大会特別講演
「水俣病の学術と運動の担い手として」:花田
(東京)
- 29日 「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」中
間評価に伴う研究進捗状況報告書提出

6月

- 1日 鴨川氏蛸壺漁ヒアリングと記録:井上(水俣)
- 2~3日、29~30日 水俣病国賠訴訟会議:花田・井上・
田尻・谷・山口・康・佐伯(熊本)
- 4日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会:
花田・中地・守弘・藤本・井上・田尻・斎藤・
田中(大学)
- 9~10日 2018年度水俣学研究センター総会
みなまた地域研究会「化学物質と海の生き物
—環境ホルモンを中心に、震災・原発事故も
含めて—」:花田・中地・永野・山下(水俣)
- 11日 原田正純先生命日
水俣病事件資料集編纂委員会:花田・井上・
矢野・高峰(大学)
- 18日 水俣病協働センター総会:花田(水俣)
- 21日 若かった患者の会:田尻(水俣)
- 22日 水俣病被害者互助会義務付け訴訟:花田・井
上・田尻・平郡・谷・伊東(熊本)
- 23~24日 福祉環境学入門水俣現地研修:花田・中地・
矢野・高木・井上・田尻(水俣)
- 26日 科研費代表者説明会:花田・中地・高木・井
上・田尻(大学)
- 27日 朝日大学講演「水俣病事件と水俣学の試み:
(補)地震災害と被災者の視点」:花田(岐阜)
- 毎週金曜
隔週火曜 水俣病研究資料返却と収集:井上(熊本大学)
健康・医療・福祉相談:下地(水俣)
熊本地震関連講演や研修・視察・取材・避難
所資料展開催・資料展に関する取材・相談な
ども行いました。

編集後記

「水俣病の教訓を」と口にする行政、しかし、政治家の不正が続く。そして、何事もなかったように政治は続く。(M・T)

水俣学通信

第53号 2018.8.1

編集/熊本学園大学水俣学研究センター 発行人/花田 昌宣
連絡先/〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel: 096-364-8913(ダイヤルイン) Fax: 096-364-5320
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail: minamata@kumagaku.ac.jp

印刷/ホープ印刷株式会社